様式第11（第13条関係）

定款変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第56条の規定に基づき、定款の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　変更しようとする事項及び当該変更の内容
2　変更しようとする年月日
3　変更しようとする理由
4　変更の議決をした運営委員会の議事の経過
5　その他参考となるべき事項

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

告示

○政治資金適正化委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十四日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一〇六	二八、八、一	蘆山枝里奈
五一〇七	二八、八、一	坂口　宗春
五一〇八	二八、八、一	佐々木　亮
五一〇九	二八、八、一	伊藤　裕子

○法務省告示第四百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表長沼宏泰の項中「長沼宏泰」を「長沼克登嗣」に改める。

○法務省告示第四百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表有限会社大野組の項中「大阪府枚方市北山一丁目十二番一号」を「大阪府枚方市大字穂谷四千五百七十七番三十四」に改め、同表に次のように加える。

株式会社今野製作所	東京都足立区扇一丁目二十二番四号	溶接

○法務省告示第四百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表カワテックス株式会社の項中「溶接」の下に「、鉄工、強化プラスチック成形」を加える。

○法務省告示第四百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表笠原被服株式会社の項、丸正中村被服有限会社の項、早川被服の項及び川井縫製株式会社の項からセゾンインターナショナル株式会社の項までを削り、同表有限会社土田建材の項中「岐阜県岐阜市池ノ上町四丁目七十番地」を「岐阜県岐阜市池ノ上町四丁目七十九番地」に改め、同表河合穴かがりの項からエムケーソーイングの項まで、株式会社田中繊維の項、有限会社裕奈の項、サンプルソーイングの項、株式会社伊藤紙器の項、家田紙工株式会社の項、大橋衣料株式会社の項、松岡コンクリート工業株式会社の項、羽田野紙器工業株式会社の項からモルザ株式会社の項まで、タフバックの項、株式会社山清の項、株式会社林伊三郎商店の項、株式会社松澤の項、吉川縫製の項、株式会社ワタナベの項、モード・Ｍの項、直良縫製の項、竹藪縫製の項、株式会社リョウの項、有限会社ヒロ美衣料の項、モモファッションの項、有限会社エルサービスの項及び株式会社中島紙工の項を削る。

第三号中「平成二十五年八月三十日」を「平成二十八年八月三十日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年八月三十日から施行する。

○外務省告示第三百三十七号

平成二十八年八月十二日にディリで、東ティモール民主共和国における社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億八千八百万円
3　署名者

日本側	山本栄二在東ティモール大使
国際連合開発計画側	クヌート・オスビー国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在東ティモール事務所代表

平成二十八年八月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上平五九の一、平糠字田岡一六五の七、一六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上平五九の一・字田岡一六五の七・一六六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。